

佐賀県告示第 95 号

令和元年 8 月 28 日、佐賀市の区域内において発生した前線に伴う大雨による災害を、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の対象となる自然災害とする。

令和元年 10 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義